

■ 令和7年度 大阪府介護テクノロジー導入支援事業 Q&A 【令和7年7月15日版】

【エントリー、交付申請について】

	Q	A
1	法人本部は大阪府外だが、事業所は府内に存在している場合は補助対象となるか。	補助対象となります。
2	障がい者施設も補助対象となるか。	介護保険法に基づくサービスを提供する大阪府内のサービス事業所及び老人福祉法に基づく大阪府内の養護老人ホーム・軽費老人ホームが補助対象のため、障がい施設は対象外です。 詳細は、障がい福祉室生活基盤推進課整備G(06-6944-6672)までお問合せください。
3	みなし指定(保健医療機関等)でも補助対象となるか。	なります。
4	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は対象になるか。	「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合のみ対象となります。(交付申請時に、指定書等の写しが必要)
5	まだサービス提供していないが申請してもよいか。	交付申請時まで指定を受け、サービスを開始していることが必要です。
6	他の補助金と重複して補助を受けることはできるか。	【内容が重複していなければ受給が可能な補助金の例】 IT補助金(IT導入補助金2025)などにおいて、テクノロジーの種別が異なる場合は可能です。 【重複して申請ができない補助金の例】 ・介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT の導入支援事業
7	過去に大阪府の補助金の交付を受けた事業所でも、再度補助を受けることは可能か。	令和7年度は介護テクノロジーを広く普及させるため、過去に「介護ロボット導入支援事業」「ICT導入支援事業」の補助金の交付を受けたことがなく、かつ介護テクノロジーを導入したことがない(未導入)介護サービス事業所を優先して選定します。 そのため、過去に大阪府の補助金の交付を受けて介護テクノロジーを導入した事業所は、抽選による優先順位は低くなります。 また、既に自己負担で介護テクノロジーを導入している場合についても、抽選による優先順位は低くなります。詳しくは「事前エントリーの手引 4. 交付申請いただける介護事業所等の選定方法について」をご確認ください。
8	導入する介護テクノロジーやパソコンやインカムなどの数に制限はあるか。	介護テクノロジーに関しましては1事業所当たりの床数を上限としています。またパソコンやインカムなどに関しましては利用する職員数または、契約する介護ソフトのライセンス数を上限としています。どちらも予備的な購入は対象としておりません。

9	交付申請書提出後、導入予定機器を変更することは可能か。	原則変更はできません。ただし、当該機器が交付申請書類提出後、発売中止や廃番となった場合等はこの限りではありません。
10	過去に見守り機器を導入しており、今回新たに Wi-Fi 環境整備のみをする場合、補助対象になるか。	Wi-Fi 環境整備のみは補助対象になりません。Wi-Fi 環境整備は重点分野に該当する介護テクノロジーの導入に付帯して当該年度に導入する場合に補助対象になります。
11	要綱第2条第2項イのその他の機器のみを申請することは可能か。	可能ですが、重点分野に該当するテクノロジーを導入する場合や、重点分野に該当するテクノロジーとその他の機器を一緒に導入する場合と比較して、抽選による優先順位は低くなります。
12	みなし指定の「通所リハビリテーション」の指定通知書は何を提出すべきか。	病院に併設されている「通所リハビリテーション」は、保険医療機関の指定通知書の写しを、介護老人保険施設に併設されている「通所リハビリテーション」は、介護老人保険施設の指定通知書の写しを提出していただき、付箋等で「みなし指定」であることを記載してください。
13	同一敷地・建物内に「介護老人福祉施設」と「併設型短期入所生活介護」や「介護老人保健施設」と「併設型短期入所生活介護」が併設されている場合、介護テクノロジーの申請は2事業所として扱うのか。	同一建物にあり、指定番号が同じであっても、サービス種別は異なるため、それぞれの人員基準や設備基準を満たさなければならず、介護給付費の届出を提出する必要がありますので、2事業所扱いとします。 一体として扱わないため、指定番号が一つであっても別々に申請してください。 ※併設型短期入所生活介護で使用する介護テクノロジーを、介護老人福祉施設や、介護老人保健施設の申請の中に含めることはできません。
14	同一敷地・建物内に「介護老人保険施設」とみなし指定の「通所リハビリテーション」が併設されている場合は、介護テクノロジーの申請は2事業所として扱うのか。	2事業所扱いとします。一体として扱わないため、指定番号が一つであっても別々に申請してください。 ※通所リハビリテーションで使用する介護テクノロジーを、介護老人保健施設の申請の中に含めることはできません。
15	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく指定又は許可はいつの時点で受けている必要があるか。	交付申請時点で介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく指定又は許可を受けている大阪府内所在の事業所が対象となります。 交付申請書類では、指定書の写しを添付いただく必要があります。 （養護老人ホームについては、認可書の写し、 軽費老人ホームについては、設置届出書の受理通知の写し）
16	対象経費の支払時に、金額換算可能な各種ポイントが付与された場合、本補助金を申請することは可能か。	申請することはできますが、各種ポイント相当額については、「寄附金その他収入額」に計上し、対象経費の実支出額から控除するか、実支出額から控除した状態で申請してください。 なお、対象経費の支払時に付与されたポイントを今後使用する予定がない場合も同様です。
17	未導入、既導入の考え方は？	令和7年度 3 月 31 日までに、「重点分野に該当する介護テクノロジー」を導入していた場合、既導入となります。

18		事前エントリー前の購入であっても、令和7年度4月1日以降の購入であれば未導入となります。 なお、介護ソフト(※)を導入している場合は、その使用方法に限らず「既導入」となります。 (例) 該当するソフトを、請求のみで使用しており、記録機能は使用していない場合。等 (※) 記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫で行うことが可能なもの。加えて、居宅介護支援や、居宅系サービスなどのケアプラン連携標準仕様の連携対象となる事業所等の場合は、ケアプランデータ連携標準仕様に対応したものであること。なお、該当する介護ソフトについては、以下HP下部「ベンダー試験完了企業一覧」よりご確認ください。 各種資料 ケアプランデータ連携システムーヘルプデスクサポートサイト
19	行政オンラインシステムにて事前エントリーの申請をしたが、ステータスが「仮受付」になっている。	原則、事前エントリーの内容に関しては、審査は行わないため、ステータスは常に「仮受付」の状態になっています。 また、事前エントリーの内容で抽選し、交付申請時に審査を行うため、誤りが判明し、申請不可とならないように以下について十分に注意してエントリーしてください。 ● エントリーが重複している（複数の担当者からエントリーしている） ● 「補助施設一覧」で補助金の交付を受け、重点分野に該当する介護テクノロジーを導入した実績があるにもかかわらず、「補助金を受けたことがない」を選択している。 ● エントリー金額が補助上限額を超過している。 ● 金額の桁誤り ● 補助対象となる介護ソフトの付帯経費としてではなく、タブレット端末等のみを申請している。
20	優先順位について エントリーの総額が予算額を超過した場合は抽選を行うとありますが、どのように抽選されるのでしょうか。	「事前エントリーの手引 4. 交付申請いただける介護事業所等の選定方法について」をご確認ください。
21	1つの法人から複数の事業所の申請は可能か。	可能です。交付申請時は、法人の申請書(1枚)に次の書類を添付し、<u>法人で取りまとめて提出</u>してください。 ・計画書……………事業所ごとに作成 ・所要額調書………1シートに全事業所分を記載
22	タブレット端末、スマートフォンの購入について、ネットワーク通信費は補助対象か。	タブレット端末、スマートフォンのネットワーク通信費は、補助対象外のため、ネットワーク通信費を除く、タブレット端末、スマートフォンの本体に係る経費の見積書としてください。(見積書の依頼先は、携帯会社、家電事業者等どこでも構いません) なお、タブレット端末、スマートフォン等については、1台あたりの補助額は

		10万円までです。
23	介護ソフトについては、職員数に応じて、補助上限額が決められているものがあるが、職員数に含めて良い職種は何か。	基準条例の人員基準上、必要とされている職種の職員とします。例えば、通所介護事業所であれば、管理者、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、介護職員です。 【令和7年7月15日修正】 その際、職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICT の活用が見込まれる事務員等も参入して差支えありません。
24	一つの介護ソフトを導入して複数の事業所で使用する場合、所要額調書には事業所ごとに按分した額を記載すればよいか。	同一法人で一つの介護ソフトを導入し、複数の事業所で使用する場合は、事業所数や職員数で按分し、事業所毎に計上してください。（この場合、居宅系サービスと居宅介護支援事業所においては、ケアプランデータ連携システムの利用開始が要件となります。）。
25	補助金の申請をするにあたり、ソフトウェアやハードウェアの販売元や販売代理店が事業者登録や商品登録等をする必要はあるか。	必要ありません。
26	タブレット端末等をネットで購入する場合、申請書に添付が必要とされている見積書やカタログがないが、どうすればよいか。	ネットの画面で、購入しようとするタブレットの値段、機能やサイズ等が分かる製品情報を示した画面を印刷し、添付してください。 ただし、ポイントが付く場合、ポイント分は補助対象外となるため、見積上であらかじめ発生するポイントを差し引いて経費の計上をしてください。 なお、クレジットカードでの購入は原則認められませんので、請求書払いとしてください。
27	申請はサービス種別ごとに必要か。	法人でまとめてサービス事業所毎に補助額を計上して申請していただきます。
28	ID の価格は職員数では変わらないが、使う PC の台数によって値段が変わる介護ソフトの場合、職員数に応じて変動する補助額で考えるか、一律 250 万円で考えるか。	職員数に応じて変動する補助額で考えてください。
29	要綱第2条第2項(1)イのその他の機器について、機器等の導入に付帯して必要となる経費は補助対象となっていないと思うが、機器等の導入に付帯して必要となる経費の考え方を教えてください。	【令和7年7月15日追加】 要綱第2条第2項(1)イのその他の機器においては、<u>「一緒に導入（経費計上）しないと本体を使用することができない」と判断できる経費等については、「機器等の導入に付帯して必要となる経費」ではなく、本体の経費として、補助対象となります。</u>その際、本体とそれら経費のひとまとまりを1台として申請してください。 それ以外の経費で、機器等の導入に付帯して必要となる経費については、要綱第2条第2項(1)アの重点分野に該当するテクノロジーを導入する場合のみ補助対象となり、<u>イのその他の場合は補助対象外となり</u>

		ます。
30	「記録から情報共有、請求業務ができる（一気通貫）介護ソフト」を導入し、併せて「タブレット入力型の記録システム」を導入する場合の申請方法を教えてください。	【令和7年7月15日追加】 本事業において定義されている「介護ソフト」は、「介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）」とされています。 <u>したがって、「タブレット入力型の記録システム」については、単体では「介護ソフト」に該当せず、あくまで「一気通貫の介護ソフトの記録部分を補助するシステム」のため、「介護業務支援（介護ソフト以外）」として上限額（30万円）になります。</u> なお、タブレット入力型の記録システムについては、契約形態（職員数や端末数に応じて必要なライセンス数変動する場合等）に関わらず、導入に付帯して必要となる経費（タブレット端末等）を含め、一律30万円が上限となります。 「介護ソフト」として申請をしないようにご注意ください。 計算方法については、以下の例をご参考ください。 （例1）事業所において、既に「一気通貫の介護ソフト」が導入済みであり、今回の補助金を活用して、当該介護ソフトに連携する「①タブレット入力型の記録システム」と「②タブレットを3台」導入する場合。 ⇒「介護業務支援（介護ソフト以外）」として、①と②の経費の合計に3/4を乗じた金額と上限額30万円を比較して低い方が補助額となります （例2）今回の補助金を活用して、「①一気通貫の介護ソフト」と、当該介護ソフトに連携する「②タブレット入力型の記録システム」と「③タブレット10台」と、「④Wi-Fi環境を整備」する場合。 ⇒「介護業務支援（介護ソフト）」と「介護業務支援（介護ソフト以外）」の組み合わせにより、パッケージ型導入支援となり、①、②、③、④の合計経費に3/4を乗じた金額と上限額1,000万円を比較して少ない方が補助額になります。
31	軽費・養護老人ホームにて介護ソフトを導入する場合について、軽費・養護老人ホームでは、介護給付費の請求を行わないが、請求まで一気通貫でできる必要があるか。	【令和7年7月15日追加】 導入する介護ソフトを使用することで、軽費・養護老人ホームにおいての業務が一気通貫になれば、補助対象となります。
32	<u>国民健康保険中央会のベンダー試験結果等</u> に掲載されている「記録のみの機能を有するソフト」は介護ソフトとして補助対象	【令和7年7月15日追加】 本事業において定義されている「介護ソフト」は、「介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能

	ですか。 となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）」とされています。 したがって、本件のソフトについては「介護ソフト」に該当せず、要綱第2条第2項（1）イの「その他」として申請してください。この場合、契約形態（職員数や端末数に応じて必要なライセンス数変動する場合等）に関わらず、一律100万円が上限となります。（タブレット端末等、付帯して必要となる経費は対象外） ただし、本件のソフトと別の介護請求ソフトを新たに導入し、連動することによって一気通貫にする場合は、パッケージ型導入支援として対象となります。（例外的に「その他」と「その他」の連動によるパッケージ型導入支援となります。） なお、令和7年度中にケアプランデータ連携システムの利用開始が条件となる居宅介護支援・居宅サービスについては、国民健康保険中央会のベンダー試験結果等に掲載されていない「記録のみの機能を有するソフト」については、補助対象外です。
--	---

【契約等について】

	Q	A
1	リース又はレンタルの場合、補助対象経費はいつから3月末までの経費を記載して申請すればよいか。 また、来年度以降支払うリース料等は対象となるのか。	申請日に関わらず、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間となります。 ただし、契約日、支払日及び納品日（導入日）が令和8年1月31日以降であった場合は補助対象となりません。
2	リース又はレンタルの場合、期間を3年未満に設定することは可能か。	介護テクノロジー導入後、原則として3年間、介護テクノロジー導入後の使用状況及び効果を報告していただくことになっていますので、リース又はレンタルの期間は満3年以上に設定してください。 （発注側からの申出がなく自動更新となる場合も3年以上となるよう契約には注意してください。） 【契約期間の例】 令和7年11月1日～令和10年10月31日の3年間。 また、導入してから3年を経過せずにリース等契約を解除された場合については、既に交付している補助金を返還していただくことがありますので、ご注意ください。
3	契約、導入（リース又はレンタル・工事）はいつ行えば良いか。	申請日に関わらず、契約日、支払日及び導入日が令和7年4月1日から令和8年1月31日までの間となります。 ただし、リース料金等の経費について1・2・3月分の支払いを1月中に支払うや、6か月の利用料について1括にして支払っておくような場合は対象となるので、契約相手方

		とご相談ください。
4	製造業者の都合で今年度内に納品できない場合、補助金を受けることはできるか。	令和8年1月31日までに納品されない場合、補助金の交付を受けることができないため、速やかに府へ連絡いただき、申請を辞退願います。申請の際には業者等に確認の上、補助金の申請を行ってください。

【補助対象（機器等）について】

	Q	A
1	導入を検討している機器が補助対象かわからない。	【介護テクノロジーについて】 ・経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義あてはまる介護テクノロジーが補助対象となります。 「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義 ・福祉用具情報システム（TAIS）に「介護テクノロジー利用の重点分野」として登録されている機器等は補助対象となりますので、機器選定にあたりご参考ください。 【その他機器等について】 要綱第2条2項（1）イに記載されているもの等が対象となります。
2	介護テクノロジーの、導入後のメンテナンス費用は補助対象になるのか。	「購入費用」または「リース費用」に対する補助事業のため、メンテナンス費用については補助対象外です。
3	導入する予定の介護テクノロジーで、部品などを定期的に交換しなければならないものがあるが、そのような消耗品は補助対象になるか。	「介護テクノロジー本体の導入に対する補助金」のため、消耗品（予備）は補助対象外です。
4	介護テクノロジーの付属品やオプション品は補助対象に含まれるか。	事業所において、介護テクノロジーの使用に必要なものとして考えられるものであれば付帯経費として対象になります。ただし、Q3のとおり、予備的経費は補助対象外です。
5	購入形態により補助対象は異なるか。	介護ソフトや介護ロボット等の補助額の考え方は以下のとおりです。 ・使用権の期限がないもの……全額 ・支払いが月額払いのもの……当該年度分 ・支払いが年額払いのもの……1年分 ・複数年の使用権契約のもの……複数年分 ただし、いずれの場合も令和8年1月31日までに支払いを完了させてください。
6	交付決定額よりも購入額が安価になり、	当初見積額より購入額が安くなるなどで、交付決定

	交付決定額との差額が生じた場合、交付決定額の範囲内で、購入する機器の台数を増やしたり、別の物を追加で購入してもよい。	額との差額（余り）が生じて、台数を増やしたり、別の物を追加で購入する場合は、原則変更交付申請が必要となるため、事前に大阪府にお問合せください。
7	・「特定施設」の指定を受けていない、「有料老人ホーム」または「サービス付き高齢者向け住宅」と同一建物にある「訪問系サービス（訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーション等）」で、見守りや入浴支援等の機器を購入し、前述の施設に据え置いて使用することは可能か。 ・サービス付き高齢者住宅に併設している訪問介護事業所が、入居者に訪問介護を行うにあたり、記録業務を行うために、サービス付き高齢者住宅に Wi-Fi 設置を行う費用は対象となるか。	できません。国の実施要綱で補助対象事業所は「介護保険法に基づくサービス、軽費老人ホーム、養護老人ホーム」と限定しているため、サービス付き高齢者住宅で機器等を使用、設置を希望する場合は、「特定施設」の指定を受けていることが必要です。 また、補助対象となる「訪問系サービス」の事業所で機器等を申請する場合は、対象の事業所内で機器等を保管・管理する必要があるため、訪問時に持っていくことができない機器や、指定を受けていないサ高住等に据え置く機器や、施設の Wi-Fi 環境を整備する経費については、補助対象外となります。
8	インカムは令和6年度と同じく、「見守り機器導入に伴う Wi-Fi 環境整備」として申請すればよい。	令和6年度では「見守り機器導入に伴う Wi-Fi 環境整備」として補助対象でしたが、今年度は「その他機器等」として対象になります。
9	インカムは単体でも補助対象か。	補助対象です。
10	インカムの設定費用（アプリのインストール代や、ライセンス料）も補助対象か。	インカムとして機能するために必要な経費であれば、上限額の範囲内で補助が可能です。
11	ナースコールは補助対象か。	ナースコールは見守り機器と一体型のもののみ補助対象となります。 なお、床数分のみとし、トイレ、浴室への設置に関しては補助対象外です。 【令和7年6月18日追記】 また、同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、複数の機種への補助は認められません。（補助は1機種限り）。したがって、一体型の考え方については、以下をご確認ください。 ・A 社製のナースコールシステム（見守り機能なし）と連動する B 社製のシート型見守り機器を導入する場合 →他社製品の場合は一体型とは考えず、見守り機能のないナースコールシステムは補助対象外です。 （B 社製のシート型見守り機器のみ介護テクノロジーとして補助対象。） ・A 社製のナースコールシステム（見守り機能付き）と

		連動する B 社製のシート型見守り機器を導入する場合 ⇒A 社製のナースコールシステムか、B 社製のシート型見守り機器のどちらかのみ介護テクノロジーとして申請可能。 (なお、複数の種類の見守り機器への補助は認められないため、パッケージ型の対象とはなりません。)
12	既に一気通貫となっている介護ソフトを利用している場合に、新たに別の一気通貫の介護ソフトに買い替える場合は補助対象か。	対象となります。 ただし、介護ソフトを導入したことがある介護事業所として、新規で介護ソフトを導入する事業所と比較して抽選における優先順位は下がります。
13	タブレット端末やPC、Wi-Fi環境を整備するだけの場合も、補助対象となるか。 また、設置費、設置に必要な工事費(修繕費は除く)、設定費、機器説明費、保守経費等(クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策費)は補助対象か。	タブレット端末や PC、Wi-Fi 環境整備、設置費、設置に必要な工事費(修繕費は除く)、設定費、機器説明費、保守経費等(クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策費)については、「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等を導入される場合のみ、付帯経費として計上していただくことが可能です。 バックオフィスソフト等、その他に分類される機器(重点分野に該当しない機器)のみを導入する場合は、付帯経費を計上することはできません。
14	本事業で導入したタブレットに、介護ソフト以外のソフトウェアをインストールして利用することは可能か。	当該タブレットは、専ら介護ソフトを利用することを想定しているが、介護事業所等の業務効率化やサービスの質の向上の観点から、バックオフィスソフト等を利用するためであったり、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行ったりする際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えありません。ただし、バックオフィスソフトを導入する際の付帯経費としてタブレットを申請することはできません。
15	クラウド型の介護ソフトは補助対象か。	対象となります。
16	スマホやタブレット等のハードウェアに介護ソフトをインストールしているか(ハードウェアでASP型のソフトを利用しているか)については、大阪府でどのように確認するのか。	実績報告書の添付書類として「事業実施状況の記録(写真等)」を提出いただきます。スマホやタブレットに介護ソフトの画面を表示した写真を添付いただき、府において介護ソフトがインストールされていること(ASP型ソフトを利用していること)を確認します。
17	補助対象である「介護業務支援」に該当する介護ソフトとは。	「事前エントリーの手引【4】補助額(※2)」をご確認ください。
18	導入済の介護ソフトによって記録から請	対象となります。ライセンスの追加費用とまた、介護ソフトを利用する端末数によって利用料が変動する場

	求業務までが一気通貫となっている場合に、介護ソフトを使用するライセンスを追加し、それに伴ってタブレットを追加で増やしたいが、増やしたタブレットで介護ソフトを使用するためには、介護ソフト用のUSBキーを増やす必要がある。この介護ソフトのUSBキーの追加に係る経費は対象となるか。	合について、当該補助金により追加したタブレットで介護ソフトを使用するにあたり増加した介護ソフトの利用料の部分については、補助対象とします。（従来から支払っている介護ソフトの利用料の部分は対象とならず、端末の台数増加により増えた分の利用料のみ対象とします。）
19	付帯経費としてタブレット端末を購入する際に、付属品（キーボード、タッチペン等）は対象となるか。	一気通貫の介護ソフトを使用するために業務上必要なものであるならば、対象となります。収納用ケースや画面防護用シート等については、訪問介護員等が訪問先で介護記録をつけるにあたり、持ち運ぶために必要であるなど、業務を行う上で必要な範囲であれば対象とします。
20	タブレット端末等について、購入する場合は新品でなければいけないのか。中古は対象となるか。	一気通貫の介護ソフトを使用するために導入するものであれば、新品でも中古でも構いません。
21	職員のコミュニケーションを効率化するための有料のチャットツールを導入する場合は、対象となるか。	職員間のコミュニケーションを効率化するために導入するものであれば、重点分野に該当しない機器（インカム）として対象とします。
22	訪問介護事業所で、障がいサービスの指定も受けているが、障がいサービスにのみ従事している職員に配布するためのタブレットは対象となるか。	障がいサービスにのみ従事している職員に配布するためのタブレットは「介護サービスの提供のために使用するもの」ではないため、対象となりません。
23	バックオフィスソフトは、法人から事務委託された有限会社が使う場合でも対象になるか。	事業者名義かつ事業所が使用する、介護サービスの質の向上につながるものが対象となります。
24	法人から事務委託された有限会社名義で導入した機器の対象となるか。	対象となりません。事業者名義であれば対象となります。
25	重点分野に該当する介護テクノロジーの導入に付帯して必要となる経費も補助対象とあるが、なにが対象となるのか。	以下などが対象となります。 ・Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な優先 LAN の設備工事も含む）、モデル・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等） ・介護テクノロジーの利用にともなって導入する PC、デスクトップ、タブレット端末 詳細は、事前エントリーの手引をご確認ください。
26	介護記録ソフトの導入に付帯してデスクトップパソコンを調達する場合は対象となる	対象となります。

	か。	
27	LIFE (科学的介護情報システム) に付帯して端末を調達する場合は対象となるか。	LIFE (科学的介護情報システム) は介護記録ソフトではないため、付帯する端末は対象外となります。
28	新しく導入する介護ソフトに「音声入力機能システム」や、「請求書を利用者へ一斉送信するシステム」を付ける場合は、どのように費用計上すればいいですが。	・それらのシステム自体が、「介護業務支援(介護ソフト以外)」の定義に該当する場合は、「介護ソフトと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジー」に該当するため、「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援」として、上限額 1,000 万円の範囲内で申請してください。 ・それらのシステム自体が、「介護業務支援(介護ソフト以外)」定義に該当しない場合は、介護ソフトの導入に付帯して必要となる経費として、介護ソフトの上限額(職員数に応じた上限額等)の範囲で、介護ソフトと共に計上してください。 ・既に介護ソフトを導入している場合で、それらのシステムを導入する場合は、「介護業務支援(介護ソフト以外)」の定義に該当する場合は、上限額 30 万円/1 台の範囲で補助を可能とし、定義に該当しない場合は補助対象外となります。 ・それらのシステムが「介護業務支援(介護ソフト以外)」に該当するかについて判断に迷う場合は、予め大阪府までご相談ください。

【導入後について】

	Q	A
1	実績報告は、どのような様式で、いつまでに行わなければならないのか。	交付決定後に各申請者あて依頼を行います。 なお、令和7年4月1日以降において、交付決定前に全ての支払いが完了している場合は、交付決定通知後、速やかに提出してください。 <予定>導入する全ての介護テクノロジー等の購入・リース代金の支払いが完了してから1か月以内、もしくは2月20日(消印有効)までにHPに掲載している実績報告様式一式を府に郵送で提出。(様式は後日HPにアップします。) 補助金の支払いについては、実績報告書類の審査後、3月31日までに府から指定の口座に振込み。
2	本補助事業を活用して導入した介護テクノロ	本補助金は、原則として3年以上当該介護テクノロジーを

	ジーを1年間使用しましたが、その後、事業所の都合で使用しないことは可能か。	使用することが条件です。使用状況報告書も3年度分提出していただく必要があります。 なお、導入したテクノロジーを処分する場合は、別途手続（財産処分）が必要な場合があります。(QA5参照)
3	特別養護老人ホームで補助金を受けて導入した介護テクノロジーについて、併設の通所介護事業所で利用したいと考えているが、どうすればよいか。	原則として補助を受けた施設以外では使用することはできません。 したがって、併設の通所介護事業所で利用する機器については、別途通所介護事業所として申請する必要があります。
4	導入した介護テクノロジーが故障した場合はどうなるのか。	修理費用が発生しても、補助対象とはなりません。修理が困難、修理費用が高額等のため処分する場合は、別途手続（財産処分）が必要です。事前に大阪府にご相談ください。
5	補助金を受けて導入した介護テクノロジー等を処分する場合の手続は？	交付要綱及び交付決定に付す条件のとおり、財産処分手続が必要となります。 交付要綱第7条1項5号に「補助事業により導入した単価30万円以上の介護テクノロジー等については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、知事の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。」と規定があります。 また、同条1項10号で「違反した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、それを返還すること。」と定められていますので、ご注意ください。 なお、処分する場合は、同項6号により、「処分することにより収入があった場合には、その全部又は一部を大阪府に納付させることがある」と定められていますので、事前に必ず大阪府へご相談ください。
6	契約書を作成していないが、契約の有無が確認できる書類はどうすればよいか	契約書の代わりとして発注書や、購入の意思を相手方に伝える書類の写しでも提出可能です。なお、発注書等の書類には下記の内容が記載されているか確認してください。 ①発注日、②購入する法人名、③相手方（機器の代理店など）の名前、④機器名、⑤台数、⑥納入期限、⑦購入金額（消費税額がわかるようになっており、付属品等がある場合は内訳がわかるもの）
7	補助金で導入した「導入した機器の写真」について、同一機器を複数台導入した場合は、1台分だけでよいか。 また、「Wi-Fi環境整備」の写真は何を撮影	補助金の実績報告に基づく検査を行うため、すべての機器の設置・保管している状態がわかる写真を添付してください。特に「Wi-Fi環境整備」については、図面と写真が一致しているか確認する必要があるため、モデム・ルータ

	すればよいか。	一、アクセスポイント等の設置状況を<u>すべて</u>撮影し、添付してください。 なお、配線工事の工事箇所等は不要です。
8	使用状況報告書の提出はいつまでに行わなければならないか。	補助事業が完了した日の属する府の会計年度以降、3年度間、各年度分の提出が必要です。報告書の様式や提出日は事業終了後に担当者様あて別途案内します。
9	「SECURITY ACTION」の宣言はどのようにすればよいか。	原則、申請事業所等毎に下記URLから手続を確認し、宣言してください。 https://www.ipa.go.jp/security/security-action/mark/index.html (補足) SECURITY ACTION について 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が実施する中小企業・小規模事業者等自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。 【留意事項】 (1) 事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、「法人」ではなく便宜上「個人事業主」の区分を選択して、以下の2パターンのどちらかで申し込んでください。 <パターン1> 事業所or施設が所属する法人名を登録しておきたい場合 代表者名(姓): 事業所or施設が所属する法人名 代表者名(名): 事業所or施設の名称 屋号: (記入しない) <パターン2> 事業所or施設の代表者名を登録しておきたい場合 代表者名(姓): 事業所or施設の代表者の姓 代表者名(名): 事業所or施設の代表者の名 屋号: 事業所or施設の名称 (2) SECURITY ACTION自己宣言の確証として、SECURITY ACTION申込時にメールで返送された「自己宣言IDのお知らせ」を保管しておくようにしてください。<u>実績報告時にメールを印刷したものをご提出いただきます。</u> 万一、該当メールを紛失した場合は、SECURITY ACTION事務局に自己宣言IDを照会する問合せを行い、その回答メールを代替とすること。 <参考>SECURITY ACTION事務局への問合せ方法

		SECURITY ACTIONのお問い合わせフォーム(※)で「自己宣言をしているか忘れた、自己宣言IDを忘れた」を選択し、必要事項を入力してお問い合わせする。 (※) https://info.ipa.go.jp/form/pub/inquire/sa-ing なお、自己宣言ID・登録状況の照会は自己宣言事業者(ご担当者様)ご本人より行ってください。
10	補助金交付要綱第4条9項において、「LIFEによる情報収集に協力すること。」とあるが、具体的にどうすればよいか。	居宅基準省令第3条第4項にて、指定居宅サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報等を活用し、サービスの質の向上に努めなければならないことが定められました。この場合、科学的介護情報システム(LIFE)に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいとされており、今後活用を検討されておれば、申請時点でLIFEの利用申請をしていることや、csv連携の標準仕様を実装していることを求めるものではありません。

【ケアプランデータについて】

	Q	A
1	ケアプランデータの連携について、「利用を開始すること」となっているが、どのように確認するのか。	実績報告時に、ケアプランデータ連携システムのログイン画面のスクリーンショットを提出いただくことで、利用開始を確認することを想定しております。詳細については、追ってHPに掲載いたします。
2	ケアプランデータを解約したらどうなるか。	現時点で、解約した場合の規定はありませんが、生産性向上の趣旨をご理解いただき、継続をお願いします。また、本補助金は、当該介護テクノロジー等を導入後、3年間の使用状況報告義務が発生することにもご留意願います。
3	「居宅介護支援費に係るシステムの公募」において「ケアプランデータ連携システム」と同等の機能とセキュリティを有するシステムについては、「ケアプランデータ連携システム」を活用しているものと見なす取扱いとするとされておりますが、当該ソフトを導入する場合(導入している場合)であれば、補助要件である「居宅介護支援・居宅系サービスにおいて、令和7年度内に「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること」は達成したこととみなされますでしょうか。 ▼参照 URL	【令和7年7月15日追加】 令和7年度においては、該当する介護ソフトを導入していても、別途ケアプランデータ連携システムの利用を開始していただく必要があります。 本年度についてはフリーパスキャンペーンをご活用ください。

	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44833.html (厚労省) https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001339459.pdf (厚労省)	来年度以降については、改めて国から見解が示されましたら HP 等でお示しいたします。
--	--	--